

(注:本資料における「第三国連携」とは第三国における関係国・企業との連携を指している)

取組の基本的な方向性

- ◆「第三国連携」は古くて新しいテーマ。民間セクターでは何件もの実績があり、政府ベースでも近年取組が進められているが、昨今のインフラプロジェクトの大型化、リスクの深化、価格競争の激化により案件取組の難易度が高くなり、戦略環境も変化したことに伴い、その必要性、有用性を改めて認識する必要あり。
- ◆民間企業のビジネス獲得に「第三国連携」による対応が有効となる場合に、これを側面支援できるよう、国際スタンダードへの合致などにも配慮しつつ、パートナー国の政府・政府機関間の「第三国連携」に関する協力関係の構築・強化、進出先の在外公館、実施機関による情報提供、交渉・調整支援、パートナーとのマッチング支援等を積極的に推進。

1. 第三国連携の意義

(1) ビジネス的側面

「オールジャパン」の官民連携だけでは十分な解決が困難な以下の課題に対応するには第三国連携による対応が必要。

【図表1】取組事例

① コスト競争力の強化

- ✓競争が激化するなか、日本企業のみでは特にコスト面で限界。
- ✓日本企業の技術力を活かしつつ、他国企業の価格競争力による戦略的補完を行うことで、シナジー効果の発揮を目指す必要。

【①の例】ケニア／送電線建設計画

- きんでん、Kalpataru社(インド)のJVが受注。送電設備に使う碍子には日本企業の最新技術を導入。インド企業とJVを組む事で価格競争力が向上。



【出典:外務省資料】

② ビジネス機会の拡大

- ✓日本企業のみでは事業リスクを取れないプロジェクトや、他国企業のプロジェクトにサプライヤーとして参画する等により、ビジネス機会を拡大。
- ✓日本企業にない知見・ノウハウの補完によるビジネス機会の拡大。

【②の例】アジア・太平洋光海底ケーブル事業

- NECが機器の製造やケーブルの敷設を担当し、事業運営のノウハウを有する米国RTI社が管理を実施。官民ファンドのJICTも出融資等により事業を支援。



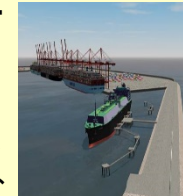
【出典:総務省資料】

③ 政治・治安リスクの低減

- ✓進出先国の政治・制度の変更リスクを低減させるためには、当該国との緊密さが大きく影響。
- ✓したがって、治安対策に対する状況なども含めた進出先国の地域情報に長けたパートナー国・企業との連携が効果的。

【③の例】日印協力 スリランカGas to Power案件

- 双日・三菱商事がインド・スリランカ企業との合併により、コロンボ港に浮体式LNG受入設備を建設予定。また同企業とスリランカ電力庁との間で、ガス火力発電所案件も組成中。



【出典:経産省資料】

(2) 政策的側面

- ① 我が国の経済成長への更なる貢献
- ② 経済関係強化を通じたパートナー国との二国間関係の強化
- ③ 自由で開かれたインド太平洋の推進
 - ✓海洋秩序への脅威に取り組み、自由で開かれたインド太平洋地域全体の平和と繁栄を確保していくとの我が国の主張を裏付け。特に、「三本柱」の一つである「経済的繁栄の追求」(連結性の向上等)へ貢献。
 - ✓パートナー国と「国際スタンダード」に適合した質の高いインフラ整備を行い、「国際スタンダード」の普及・促進、質の高いインフラ概念のメインストリーム化に寄与。

2. 政府・政府機関における第三国連携の実績・現状

パートナー国	事例	内容
米国	第2回第三国インフラ協力官民ラウンドテーブルの開催	・日米経済対話における第三国インフラ協力の展開の一環。 ・共同プレスリリース及び日米インフラ協力案件リストを公表。
	第三国連携推進のための協力覚書の締結	・JBIC及びNEXI(昨年)/JICA(本年)とOPIC(米国海外民間投資公社)の間で締結。
インド	アフリカ及びASEAN諸国のICT能力構築に関する日印協力プロジェクトの実施	・「日印ICT協力枠組み」の下、第三国(アフリカ及びASEAN諸国)の政府機関等職員をインドに招聘。日印合同で能力構築プログラムを提供予定。
	第三国連携推進のための協力覚書の締結	・2014年、JBICとインド輸銀の間で締結。
中国	「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」及び「日中第三国市場協力フォーラム」の設置	・本年5月の日中首脳会談で合意。 ・第三国における日中民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断で民間部門も交えながら議論する場、及び民間企業間の交流を一層推進するため幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する場を設置。
	第4回日・トルコ建設産業会議の開催	・両国官民関係者150名が参加。 ・アフリカ、中東、中央アジア等で行われる建設事業を対象に、両国の建設会社による共同参画推進を確認。 ・「第三国における建設分野に関する協力覚書」締結。
トルコ	第三国連携推進のための協力覚書の締結	・NEXI(2017年)及びJBIC(2018年)とトルコ輸出入銀行の間で締結。
	21世紀のためのシンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSPP21)	・日本とシンガポールが連携して、ASEAN諸国を中心とする第三国の人材育成を実施。税関、知的財産権保護といった制度整備や防災、食糧安全保障、都市開発等、日本、シンガポールに強みのある分野における知見、ノウハウの共有等、各国の経済開発、インフラ開発を支えるソフトインフラの整備に向けた研修を実施。
シンガポール	第三国連携推進のための再保険分野の協定締結	・本年5月、NEXIとMIGA(多数国間投資保証機関)の間で再保険分野の協力協定を締結。 ・NEXIが再保険協定をカナダ輸出開発公社(2018年9月)、英国輸出信用保証局(2017年)等と締結。
その他		

(注)円借款案件において、国際入札の結果、第三国における案件で我が国企業と他国企業がJVで受注するケースあり。

【出典:各省・機関資料を元に内閣官房作成】

3. 第三国連携実施、推進における課題

第三国連携について民間セクターが抱える課題は業界ごとに、さらには同業者でも個社・案件によって様々だが、以下のような課題や懸念(トラブルの実例を含む)が挙げられている。

業界	抱えている課題や懸念
業界共通	<p>【パートナー国を問わず概ね共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の主導権で主張が食い違い、出資比率の折り合いがつかない。 ・ アジアの場合、知見が豊富な我が国企業からの「持ち出し」が多くなってしまいう可能性。 ・ 二国間の外交・通商問題が間接的に第三国連携に影響を及ぼす可能性。 ・ 高度技術や情報の流出。 <p>【パートナー国が新興国の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス意識等、企業文化の相違。 ・ パートナーの信頼性にかかる判断に慎重な検討が必要。適切な相手を見つけるのが困難。
商社、エンジニアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー企業は日本の公的ファイナンスに期待。案件組成は、日本からの公的ファイナンスの確保が重要。 ➡公的ファイナンスの活用、実施機関の体制強化を期待。
メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国によっては競合相手になりうる場合もある。他方で、部品の調達先、納入先としての連携は一般的になりつつある。

【出典：内閣官房、JETROによる民間ヒアリング結果を元に内閣官房作成】

4. 第三国連携推進に向けた今後の取組みの方向性

(1) 公的ファイナンスの不断の見直し

政府の取組は民間企業へのアナウンスメント効果が大きく、また、我が国公的ファイナンスの案件組成への影響が大きいことから、以下を実施。

- ① 既存の制度見直しの実施 ② 様々な既存スキームの有効活用の促進

【制度見直しを検討中の例】

- ◆ 本邦技術活用条件(STEP)について、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を検討(2018年インフラシステム輸出戦略にも記載)
- 原産地ルール：一定の条件下で資機材の部材の本邦調達比率への算入を可能とする
- 主契約者条件：本邦企業がJVのパートナーとして活用可能な企業の要件の緩和(なお、詳細については引き続き、関係業界等の意見を踏まえつつ関係各省間で検討)

(2) 第三国連携の環境作り

- ① **パートナー国の政府・政府機関との協力関係の更なる構築、強化。**

【取組事例】 NEXIによるアジアECA研修 (注：ECA=Export Credit Agency 輸出信用機関)

- 各国のECAとの連携を見据え、関係強化の一環として実施。アジア等のECA職員を招待(2017年度は中、印、尼、越、露、伯、南アの計7名)
- 一方的なプログラムではなく、自身が所属する機関の紹介や情報交換の場となっている。

＜研修生ネットワークを活かした事例＞

- ・ 日本企業と海外ECAの面談アレンジ
- ・ 相手国政府との面談アレンジ
- ・ 海外ECAとの協同セミナーの開催

【図表4】 第三国連携の環境作りの事例



(昨年度のECA研修の様子) 【出典：NEXI】



(インドから見るアフリカ市場セミナー) 【出典：JETRO】

- パートナー先国の輸出信用機関とのOne-Stop-Shop支援スキームの構築(過去20年で15ヶ国とOne-Stop-Shop(窓口一体化)再保険協定を締結)

- ② **進出先における**
- (1) 我が方在外公館・実施機関による民間企業への情報提供、交渉・調整支援
 - (2) パートナー企業が所属する国の在外公館・実施機関との情報交換、共同での交渉・調整支援

- ③ **パートナーとのマッチング支援、連携事例紹介、パートナー企業候補等に関する積極的な情報発信。**

【取組事例】

- 日中第三国市場フォーラムに於いて1000人規模のマッチングイベントを実施
- 日米第三国インフラ協力官民ラウンドテーブルにおいて、官民総勢150名で協力の方向性について議論

- ④ **新興国も交えた国際ルールづくり**

【取組事例】

- APEC:「質の高いインフラに関するガイドブック」について、11月のAPEC会合までの合意を目指し関係国と調整中

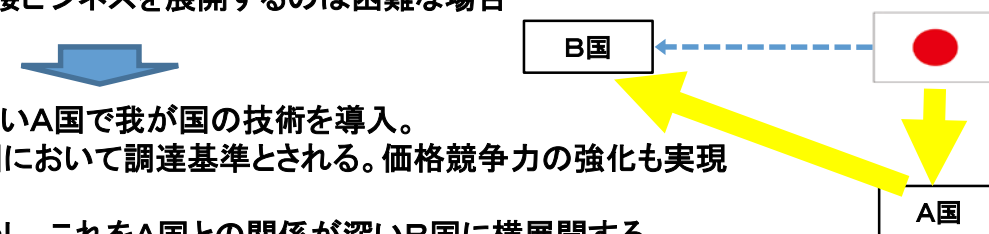
- ⑤ **オールジャパン案件のみならず、第三国連携案件に対してもトップセールスを実施。**

(注) 他方、第三国連携案件の推進に際しては、国際スタンダードへの合致等の観点も重要。

(3) 新しい取組(新たな市場を作っていく上での第三国連携)

日本からB国に直接ビジネスを展開するのは困難な場合

【図表5】 取組のイメージ



- 日本と関係の深いA国で我が国の技術を導入。
➡ 当該技術がA国において調達基準とされる。価格競争力の強化も実現
- 現地生産を開始し、これをA国との関係が深いB国に横展開する。

(期待される効果)

- 日本技術の活用に加え、同じ新興国・途上国であるA国での導入実績ありという、ユーザーサイドの評価が付加され、B国でのビジネス展開がより容易になる。
- 日本からの直接展開に比してコストが減少。また広域展開を通じたスケールメリットが得られる。

4. 第三国連携推進に向けた今後の取組みの方向性(2)

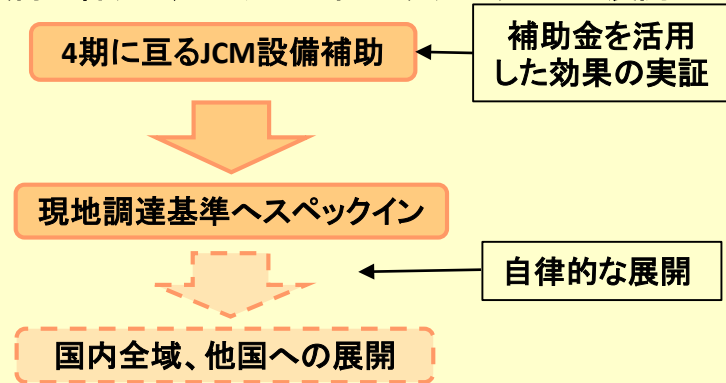
【事例1】(ベトナム)インフラ整備を通じた我が国技術の普及と他国への展開

【図表6】案件の展開イメージ

【ベトナムとのコ・イノベーション(協働)事例】



- 本邦企業がJCM設備補助事業を活用して、ベトナムの配電網に日本製アモルファス合金を組み込んだ高効率変圧器(現地組立)を導入
- CO2削減効果等が実証されたことにより、現地配電会社が同技術導入のための調達基準等を整備
- 同技術が普及し、ベトナムの他地域及びラオスに展開



【事例2】JAIF(日ASEAN統合基金)を活用した取組み

- JAIFを活用し、ASEAN域内で、浄化槽等の分散型生活排水処理普及のための政策・制度(性能評価等)、ローカル市場に適応した技術を提案する。
- 上記事例1と同様に、JAIF事業により粗悪品が排除され、浄化槽が入りやすい市場が形成された際、我が国企業が進出先国パートナー企業と連携して、第三国にビジネスを展開していく可能性あり。



我が国の技術を活用した製品の現地生産や、当該製品のメンテナンス・サービス等が可能な拠点を構築し、そこから横展開を図ることが有効

(4) 第三国連携に関する基本的アプローチ

- 「第三国連携」は、オールジャパンの官民連携では解決が困難な課題への対応に資することから経協インフラ輸出における企業の選択肢の拡大に寄与。また、インフラ輸出のアナウンスメント効果の大きさから、外交上のツールにもなり得るため、積極的に推進する。
- 他方で、国際スタンダードへの合致等の観点も重要。